

災害に備えて

1. 自衛消防隊の編成

災害に備えて、自衛消防隊を編成し、施設及び所轄消防署へ「催物開催届出書」に添付し、届出をしてください。

自衛消防隊は通報連絡・避難誘導・初期消火・救護等の任務を遂行していただきます。

各班にそれぞれの任務を周知させ、災害発生時に直ちに行動ができるようにしておいてください。

2. 避難経路の確保

会場内には必要避難経路を確保し、避難口に直通させてください。

非常口通路及び避難のために使用する通路には、避難の支障となるものを一切置かないでください。

3. 火災の予防

防火管理者の指揮のもと、火元の管理には十分注意し、就業時の点検を確実に行ってください。

また、場内の消火栓・消火器の付近には消火の支障となるものを一切置かないでください。

4. 緊急連絡先の提出について

夜間の災害発生等に備えて、利用開始時に災害発生時の緊急連絡先をご提出ください。

5. 喫煙について

施設内は禁煙です。

施設屋外喫煙所以外に喫煙所を設置する場合は、ご相談ください。

地震発生時

1. 予測震度5以上で「緊急地震速報」が自動的に館内に放送されます。予測震度4以下の場合には、事務室にのみ速報が入りますので、利用責任者または防火管理者にご連絡をします。
2. 「東海地震注意情報」発表時及び「警戒宣言」発令時には館内放送をします。
3. 館内放送が入った際、または大きな揺れが生じた際は、避難誘導班がお客様・関係者の避難誘導をしてください。災害時の一時避難所は屋外展示場及び駐車場となります。まずは、安全に屋外へ避難していただき、その後、皆さまの安全が確認できましたら、富士市が定める避難所の「田子浦中学校」（富士市中丸411）へ移動していただきます。
4. 震源地などの情報は、ふじさんめっせより自衛消防隊長及び通報連絡班へご連絡します。また、けが人などが出た場合は、通報連絡班はふじさんめっせへご連絡ください。
5. 消火班は避難前に火元の安全確認をし、転倒、落下等の火災防止措置を実施してください。

火災発生時

1. 火災が発生した際は、通報連絡班がふじさんめっせ 事務室へ火災発生の場所、状況、逃げ遅れの有無などを連絡ください。事務室より消防署へ通報します。
2. 火災が発生した際、避難誘導班がお客様・関係者の避難誘導をしてください。災害時の一時避難所は屋外展示場及び駐車場となります。まずは、安全に屋外へ誘導してください。
3. 通報連絡班は、火災の状況やけが人などの情報を逐次ふじさんめっせへ連絡をしてください。
4. 消火班は、消火器、水バケツ等を使用し、初期消火に努めてください。

津波注意報発表時

1. 「津波注意報」が発表され、避難の必要がある場合、館内に非常放送をいたします。
2. 避難誘導班はお客様・関係者の避難誘導をしてください。一時避難所は屋外展示場及び駐車場となります。まずは、安全に屋外へ避難していただき、その後、皆さまの安全が確認できましたら、ふじさんめっせより避難場所を指示・誘導いたします。富士市が定める避難所は「田子浦中学校」です。

停電時

1. 落雷等で急な停電が起きた際は、大展示場内には非常灯が点灯します。
2. 館内放送にてご案内いたしますので、慌てずに指示に従ってください。避難誘導班はお客様・関係者を引率してください。
3. 消火班は避難の前に、火元の安全を確認してください。

けが人が出た場合

1. 災害時等にけが人が出た場合、通報連絡班はけが人の状況をふじさんめっせ 事務室へご連絡ください。
2. AED及び車椅子は、ふじさんめっせ 事務室前にございます。事務室に連絡後、ご利用ください。

大規模災害時のふじさんめっせの役割について

1. ふじさんめっせは静岡県及び富士市の「緊急物資集積所」に指定されています。災害時には富士市及び富士宮市の避難所へ送る支援物資が集まります。
2. 「緊急物資集積所」の役割を果たすため、展示物等の撤去をお願いいたします。
3. 利用者が展示物等の撤去をできない場合、行政が撤去することがあります。

ご利用上の注意事項（『富士市産業交流展示場 ご利用マニュアル』）P.8 「㊟ 防火・防災」）抜粋

1. 自主防火管理

会場内における災害の未然防止と来場者の安全をはかるため、自主防火管理体制をとるとともに、施設利用にあたっての防災指針を定めております。利用者は防災指針を遵守し、併せて出展者等関係者への周知徹底をお願いします。

2. 防火管理者

催物にかかわる防火管理者を選任し、当施設防火管理者並びに所轄消防署への届出が必要です。防火管理者は、利用期間中常駐し責任を持って利用施設の火災予防に努めるとともに、特に終業時の火元点検を確実に行ってください。利用者側事務局に防火管理の資格を有する方がいない場合は、関係者に防火管理者を委任されてもかまいません。ただし、委任状が必要となります。自衛消防隊を必ず編成し、所轄の消防署へ提出していただきます。

3. 自衛消防隊

当施設は自衛消防隊を設置して非常時に備えています。利用者においても、催物の規模に応じて独自の自衛消防隊を組織し、災害発生時には自衛消防隊の指揮のもとに、通報連絡・避難誘導・初期消火・救護等の任務を遂行していただきます。